

「心のバリアフリー」ハンドブック」について

心のバリアフリーについて

ハートビル法（平成6年制定）

（高齢者，身体障害者等が円滑に利用できる
特定建築物の建築の促進に関する法律）

→不特定多数，高齢者・障害者が利用する
建築物等のバリアフリー化

交通バリアフリー法（平成12年制定）

（高齢者，身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律）

→駅・鉄道車両・バスなど公共交通機関と
周辺地域のバリアフリー化

- ・連続的なバリアフリー化が図られていない
 - ・バリアフリー化が駅などを中心とした地区にとどまっている
 - ・利用者の視点に立ったバリアフリー化が十分でない
- 等の問題が生じていた



統合・拡充

バリアフリー法（平成18年制定）

（高齢者，身体障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）

平成18年に施行されたバリアフリー法において，
「バリアフリー化に関して国民の理解と協力を求めること」
いわゆる「心のバリアフリー」の概念が示された。

バリアフリーの対象者

「公共交通機関の旅客施設に関する
移動等円滑化整備ガイドライン」で定める

バリアフリーの対象者

- 高齢者
- 肢体不自由者（車椅子使用者）
- 肢体不自由者（車椅子使用者以外）
- 内部障害者
- 視覚障害者
- 聴覚・言語障害者
- 知的障害者
- 精神障害者
- 発達障害者
- 高次脳機能障害者
- 妊産婦
- 乳幼児連れ
- 外国人
- その他（一時的なけがの場合、重い荷物を持っている場合、初めて施設を訪れる場合等）

注：高齢者・障害者等においては、重複障害の場合がある。



（京都市交通バリアフリー推進会議）

関係する団体、交通事業者、行政機関が
参画し、全体構想の進捗状況を確認する
とともに、移動等の円滑化に係る情報共
有等を実施。

現行の（京都市版）「心のバリアフリー」ハンドブック

- ・平成24年度京都市交通バリアフリー推進会議において、委員より、移動等の円滑化促進のため、京都市版の心のバリアフリーハンドブック作成について提案がなされた。

「心のバリアフリー」を実践するために大切なことは、

- バリアが何か、どこにあるのか理解すること
- 障害について理解すること
- まちなかにあるバリアフリーに気づくこと 等



多岐の分野にわたる情報を多くの市民に理解していただく必要がある。

ハンドブックには、心のバリアフリーの理解を促進するため、交通バリアフリー推進会議に集まる関係団体の皆様の

- ①障害者等の方の実際のお声、
- ②障害の特徴等の専門知識、
- ③交通事業者が実施するバリアフリーの事例

などの御意見を集約して、平成25年3月に発行。

「心のバリアフリー」を取り巻く近年の状況

『「心のバリアフリー」ハンドブック』発行から5年が経過し、新たに生じている事象。

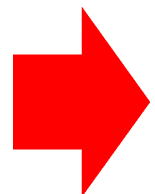
○平成30年のバリアフリー法の改正

※ 国及び国民の責務に「心のバリアフリー」の重要なポイントとして高齢者、障害者等に対する支援（鉄道駅利用者による声かけ等）を明記

○ヘルプマークやバギー型車いす等の普及

○スマートフォン等の手話に限らないコミュニケーションツールの普及

等



現行の『「心のバリアフリー」ハンドブック』の内容について、見直しを検討

現行の「心のバリアフリー」ハンドブック に関するアンケート結果

- 利用者代表団体
- 鉄道・バス事業者
- 各関係機関

に見直しの必要性について
アンケート調査を実施

見直しの必要性 「有り」との回答